

政党助成金の廃止を求める意見書(案)

政党助成金は 1995 年(平成 7 年)に導入され、26 年が経過しました。金権腐敗政治の温床である企業・団体献金を制限する目的で、国民 1 人当たり 250 円の負担に相当する年間約 320 億円の税金が政党助成金として交付されており、制度導入からの交付総額は 8222 億円に上ります。しかし、現在も政党への企業・団体献金は野放しの状態で、政党助成金との二重取りが続けられています。さらに、各政党の政党助成金の溜め込み(基金残高)総額は 333 億円に上ります。

本来、政党の政治資金は、自主的、自立的に賄われるべきものであり、政党が国民の税金から活動資金を分け取りすることは、政党を支持していない国民にも事実上の献金を強制するものであり、憲法が定める思想及び良心の自由に反するとともに、政党を支持する自由を侵すこととなります。

政党は、国民の中で活動し、国民の支持を得て活動資金をつくるというのがあるべき姿であります。また、国会議員の定数削減を行うよりも、政党助成金をなくせば 457 人分の国会議員の経費削減に匹敵します。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、政党助成金の廃止を強く要求します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 10 月 日

摂津市議会